

「平和憲法を守る会」

ニュースNo160 2024. 1. 11 発行

かながわ
平和憲法を守る会
神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2
かながわ県民活動サポートセンター内238
TEL 090-1105-6980
FAX 045-662-6363
郵便振替 00250-3-85449
平和憲法を守る会

2024年を、国民の生活と平和を守り、政治を変える年に

2023年はロシアのウクライナ侵略に続いて、イスラエルによるガザ侵攻が多数の死傷者を出して進められている。そのような情勢の中で、岸田内閣は何ら平和の動きをとろうとせず、武器を輸出し、空前の軍備拡張のための増税を行おうとしている。

国民生活も、中小業者の経営も、未曾有の物価高で、日に日に苦しくなっている。それに増税と社会保険料の増加が拍車をかけようとしている。

まさに、労働者、商業者、生活者等、そして高齢者から学生まで国民全体の生活と健康が危機を迎えており、一方で大企業と癒着して、金権政治を進めてきた岸田内閣に対する支持率は低下の一途を辿っている。しかしながら、一方その生活苦と怒りを受け止めるべき野党共闘を分断しようとする動きも存在している。

この神奈川でも横浜のノースドックへの新部隊移駐の動き、危険なオスプレイの厚木基地他への飛来、そして米海軍横須賀基地ではPFASを除去していたフィルターの米海軍による一方的稼働停止と海への汚染排水継続、情報隠しや基地施設拡張が行われている。米海軍横須賀基地を母港とする原子力空母レーガンは、日本周辺で、自衛隊とともに日米共同軍事演習を繰り返して、軍事緊張を高めていると同時に、関東大震災クラスの地震と津波が横須賀を襲った場合には、原子炉がメルトダウンを起こして首都圏一帯を大量の放射能で汚染しかねない『首都圏の原発』である。昨年9月には、7回にわたる原子力空母レーガンの直前の出港延期があり、原子炉トラブルの可能性が強く指摘されているが、米海軍も、政府も、横須賀市もそ



呉東正彦代表委員

「紀元節」復活＝「建国記念の日」に反対し、今、改めて「皇民」化教育を問う

第88回平和憲法を守る 神奈川県民集会

関東大震災朝鮮人虐殺の史実から今を問う ヘイトに向き合う

日時 2月11日(日)16時半～16時15分開場

場所 県民センター604

講師 後藤周(研究者・元横浜市中学校教諭)

の真相を明らかにしない。また一昨年7月に逗子で起こった横須賀基地のイージス艦乗組員による連続傷害事件の民事裁判（次回2月9日10時半横浜地裁502号法廷）が起こされたが、刑事裁判は未だに開かれていない。

今年この横須賀を母港とした原子力空母Rレーガンが米本国に帰り、後半に原子力空母Gワシントンが横須賀に配備される予定だが、これに対して、2024年原子力空母交代キャンペーンを行う予定なので、是非ご協力、ご参加を頂きたい。また、基地周辺の市民活動と財産権を侵害する土地利用規制法の区域指定がいよいよ横須賀、厚木基地周辺で進められる予定であり、これに対する市民と自治体による幅広い反対運動が必要である。

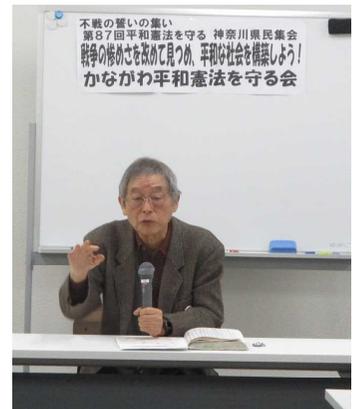
このような情勢の中で、今年こそ私達1人1人が、軍拡のための増税と、物価高による国民生活の危機が裏表の関係にあることをわかりやすく県民に訴え、またその受け皿となる政治勢力の連合の結び目となって活動することが必要ではないだろうか。総選挙も迫っている中、この悪政を変えるチャンスを、不断の日常活動で、生かしていきたい。



第87回平和憲法を守る 神奈川県民集会開催

12/24、沖縄大学名誉教授の加藤彰彦（野本三吉）さんを講師に第87回平和憲法を守る県民集会を県民センターで開催した。加藤さんは、「非戦」という暮らしへの道と題して、現代をどう生きてらよいかを熱く語った。まず、戦争が戦争を止めた例は一つもない。戦争は戦争を生むが、軍備は平和を保障しない。戦争を保障すると内村鑑三の非戦論を紹介した。そして、加藤さんは、自らが子どもの時に体験した東京大空襲の経験を語り、今でもその時の妹の死と母の嘆きは忘れられないと強く語った。そして、戦後の軍備拡大への動きを説明し、アメリカは日本を守らないと指摘した。また、横浜寿地区での日雇い労働者との出会いから、食・住・仕事などの生きるための条件の必要性を紹介、仲間と共に生きること、学び支えつくることを実践し、行政・組合・住民の共生となる寿住民懇談会設置の取り組みなどを語った。

その後、沖縄で東アジアや中国との交流をしてきた琉球王国の暮らしや琉球処分、戦争で捨て石となり、アメリカの支配下となった歴史と命どう宝というゆいまーるの精神について学んだことを語り、非戦の必要性を訴えた。加藤さんは、われわれは、全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和の裡に生存する権利を有することを確認するという憲法前文の理念を活かす時だとし、アメリカへの追随をやめ、食料、住居、仲間、そして職の保障が必要だと訴えた。そして、孤立しない関係・社会づくり、食・住・仲間・職など生きていく基本の保障を非戦・共生の憲法



石川健治さんは、安保法制が憲法違反であることの理由を、憲法第96条を問題に切り込み、パワーポイントを用いながら裁判官に語り掛けるような口調で語りました。「憲法96条は、憲法の最高規範でありながらこれを破壊して、日本国憲法の秩序そのものの破壊であることは自明である。これを看過する裁判所は、憲法破壊の加担者である。」「当時、国会周辺でのデモや抗議行動が相次いで行われていたが…『国民なめんな』という発言が相次いでいたが、単なる不平・不満ではなく、差別、侮辱を受けたものの表現にほかならない。すなわちそれは、本来96条によって与えられた憲法改正レファレンダムの参加資格が剥奪されたことへの痛みの表現にほかならない。」その後の裁判長から3点の質問に対しても石川証人は的確に応えた。

齋藤昌民さんは自分の生い立ち、労働運動をつうじて平和運動にかかわり、現在、厚木基地の爆音問題に取り組んでいることを説明したのち「安保法制が閣議決定した以降、厚木基地でも変化があった。米軍の飛行機に自衛隊員が乗り込んでいる」「オスプレイがあちこちで故障、墜落しているにもかかわらず、地域住民の要望を無視して飛び続けている」



「もし、憲法を変えたいと政府が思うなら、なぜ国民投票をやらせないのか、疑問に思う」「私には2人の孫がいる。将来、この孫たちが安心して過ごすことができる平和な社会を望んでいる。ぜひ、裁判長には、賢明な判断を求めると陳述した。

両日ともに閉廷後報告集会が持たれ、12月5日の仙台高裁判決の内容の解説や3月の結審に向けての取り組みなどが話し合われた。

編集 杉山事務局次長



教員の働き方を抜本的に見直してください

日本教職員組合が実施した「2023年学校現場の働き方改革に関する意識調査」によると、幼小中高特別支援学校等の教職員の1カ月平均の時間外労働時間は96時間44分(中学校教職員 116時間28分)でした。これは、「過労死ライン」といわれる「月80時間の時間外労働時間」をはるかに超える結果です。「教員の未配置問題」、「精神疾患による病気体職者数の高止まり」、「教職志望者の減少」など、過酷な勤務実態は負の連鎖を生んでいます。

このような状況で、様々な背景をもつ子どもたちを支えることは困難を極めます。今回のキャンペーンでは、



「学校の大ピンチ」を救うために、教職員の長時間労働の是正をはじめ今すぐにも実効すべき下記の方策の実現に賛同する方を求めています。

- ① さまざまな背景をもつすべての子どものために、教職員の拡充とスクールカウンセラー等の専門職を配置・拡充してください。
- ② 教員が本来業務に専念するために、「業務の役割分担・適正化」を文部科学省の責任においてすすめてください。また、文部科学省のできる業務削減をすすめてください。
- ③ 教員のいのちと健康を守るため「定額働かせ放題」の「給特法」を廃止・抜本的に見直してください。

日本教職員組合は23年7月に全国の教職員の要望をもとに「持続可能な学校のための7つの提言」をまとめました。

日教組 7つの提言

1. 「わかる授業」「楽しい学校」づくりのために、教員の授業の準備の時間を確保することが必要です。
2. すべての校種で少人数学級の実現が必要です。
3. さまざまな背景をもつすべての子どものために教職員の拡充とスクールカウンセラー等の専門職の配置・拡充が必要です。
4. 子どもがゆとりある学校生活をおくるために、学習指導要領の内容削減など、学ぶ内容の見直しが必要です。
5. 若手教職員をサポートするために、人員配置の拡充も含めた業務軽減が必要です。
6. 教員の本来業務に専念するために、文部科学省が示す「業務の役割分担・適正化」を文部科学省の責任においてすすめることが必要です。
7. 教員のいのちと健康を守るために、「定額働かせ放題」の「給特法」の廃止・抜本的見直しが必要です。

現在、中央教育審議会(以下、中教審)「質の高い教師の確保特別部会」では、教職員の過酷な勤務実態や山積する学校の課題について話題とされるものの、現場教職員の求めるこの提言内容には及んでいません。そればかりではなく、「子どものためであればどんな長時間労働も良しとする」という働き方は、教師という職の崇高な使命感から生まれるものであるが、その中で教師が疲弊していくのであれば、それは「子どものため」にならないとした2019年の中教審答申にある「学校の働き方改革」の理念が実現されない可能性が高まっています。そこで、日本教職員組合は、冒頭に示した「学校の大ピンチ」を救う、今すぐにも実効すべき方策の実現を求めています。

**子どもの学びと教職員のいのち健康を守るため
日教組の緊急署名にご協力を！**



各地の市民運動から（紹介）

【ピースフェスティバルin大和・綾瀬2023 秋】

晴天の11月5日、大和駅前の東側プロムナードで、4年ぶりにピースフェスティバルin大和・綾瀬2023秋が開催された。本会が加盟している基地撤去をめざす県央共闘会議が主催。アジアの平和と静かな空を！そんな思いから、厚木基地周辺の自治体に協力を呼びかけ、住民が主体となって企画されたイベント。音楽、パネル展示や模擬店などの催しを介し、市民同士の交流を深め、平和の創出、静かな空の実現をめざした。反基地団体や反原発団体など、多くの市民団体が集まった。《瀬川》



【教科書を考える市民の集い】

「今の教育、なにが問題？」と題して、前川喜平さんを講師に、教科書を考える市民の集いが11月25日、横浜教科書採択連絡会の主催で横浜市内で開催された。

冒頭、主催者挨拶に続き、横浜教科書採択連絡会から報告があり、横浜市では、2020年、ようやく「つくる会」系の「育鵬社」の教科書を不採択にすることができた、しかし、2020年の採択時、育鵬社を支持した教育委員が2名いたことや、市議会での自民党議員による教科書関連質問やその後の教科書採択での無記名投票など、横浜市の教科書採択はまだまだ問題山積の状態であり、そして来年は、いよいよ中学校の教科書採択の年であり、現在、教育をめぐる状況も深刻で、今年採択の小学校教科書では、国の教育政策によって、教科書記述も一段と制約を受けていることが報告された。

前川さんは、文部科学省事務次官時代などを振り返り。前半の20年は文部科学省と考え方はそう変わらなかったが、安倍さんの登場からどんどんおかしくなっていくと語り。安倍さんの他にも要素はあるが、国家主義、言い換えれば役に立たない人は教育しなくていいというように新自由主義がどんどん入り込んできて「競争させればよくなる」に変化してきた。源流は中曽根さん、公共的企業の解体や採算の取れないものは切り捨てるといった風潮となり、競争原理を教育に持ち込まれた。

結果格差の拡大から憲法改正へと進み、日本人は日本に生まれ国家と一体化という考えから、憲法改正の前段として教育基本法に手をつけた。

元「従軍慰安婦」の勇気ある告発から河野談話が生まれ、これに自民党右派が激高し新しい歴史教育をつくる会や日本会議などが生まれ、国家イデオロギーや家父長制、男尊女卑の考え方は統一教会に通じるものがあつた。

森喜朗の登場で一層悪くなってきた、戦前の国体思想、義務教育の道徳の中で滅

私奉公の考え方を入れ、本来別のものである教育と教育行政を戦前の様な教育行政の下に教育があるという考え方に変えていき、学校が文科省の出先機関へ変貌していった。

教育基本法を変えることによって、否定されてきた教育勅語の復活する素地をつくり、道徳も戦前の修身化させるために、検定教科書のモデルとして「私たちの道徳」を作成し、押し付ける道徳へと変貌させた。

また、教員の労働条件の改善についても、労基法を適用させること、6パーセント増加した仕事量に見合う定数改善が必要とした。

教科書採択については、各々の学校のカリキュラムに沿ったものにすべきで、学校採択とするべきだとし、現場教師の意見を最優先に採択すべきとした。

会場からの質問に答える中では、教科書作成で「政府の言っていることが歴史ではない」「政府はこういった見解だ」として異論もあることを書いても検定は通る、(出版側に)頑張ってもらいたいと語った。《S》

【オスプレイの飛行停止を求める申し入れ】

12月6日、厚木基地爆音防止期成同盟、第五次厚木基地爆音訴訟原告団、原子力空母の母港化に反対し基地のない神奈川をめざす県央共闘会議、神奈川平和運動センターの4団体は、11月29日に鹿児島県の屋久島沖で墜落し、アメリカ軍が搭乗員8人の死亡を認定した輸送機オスプレイについて、オスプレイの飛行に抗議し、飛行停止を求める申し入れ書を米海軍厚木基地司令官ニコラス・ルクレア大佐宛に提出した。

申し入れ内容は、

1. すべてのオスプレイの飛行を、即座に停止すること。
2. 日本にあるオスプレイをすべて本国に持ち帰ること。
3. 厚木基地隣接の日本飛行機工場でのオスプレイ定期機体整備契約を破棄すること。
4. 木更津駐屯地での定期機体整備契約を破棄すること。
5. 今回も含め、これまでのオスプレイのクラスA事故の報告書をすべて開示すること。
6. これまでの緊急着陸の原因とその処置について発表すること。

の6点。

厚木基地周辺では、オスプレイの墜落事故の後の11月30日以降、オスプレイが離発着を繰り返し、12月6日午前9時頃にも飛行しているのが確認されている。申し入れ後、厚木基地正門前に集まったおよそ60人が、プラカードを掲げながら飛行停止を求めた。《S》



【オスプレイの飛行停止を求める申し入れ】

12月25日、第五次厚木基地爆音訴訟原告団（大波修二原告団長、大和市議）による「軍用機の夜間飛行差し止め判決を求める」街頭署名が大和市の鶴間駅頭で取り組まれた。11月1日、横浜地裁で結審した第五次厚木基地爆音訴訟は、2024年に判決をむかえる。

本会代表委員でもある原告団長の大波大和市議は、「厚木基地周辺住民は、60年余りにわたり、米軍機や自衛隊機の爆音により、生活妨害を受け、精神的・身体的に苦しめられています。2018年に米空母艦載機が岩国基地へ移転したが、自衛隊の大型ジェット機P-1哨戒機の訓練基地となり、昼夜を問わず爆音をまき散らしている。また、長時間、低空で飛行する軍用ヘリコプターの爆音も住民を悩ませている。更に岩国など国内外の基地から、ジェット戦闘機やオスプレイが度々するなど、決して静かな生活環境になっていない」と、静かで平和な生活を求め、司法の場で爆音被害の解消を訴えた。第四次訴訟までは、いずれも「厚木基地の爆音は、受忍限度を超え違法である」との判決が出され、特に第四次訴訟では、横浜地裁、東京高裁の行政訴訟において、自衛隊機の夜間から早朝の飛行差し止めが認められた。しかし、最高裁はこの判決を覆し、飛行差し止めを認めなかった。

「爆音の違法性を認めながら、なぜ飛行差し止めを認めないのか。司法判断に納得できない。これは日本国内の基地で爆音被害に苦しむ多くの人々の共通の思いです。爆音の抜本的解消、被害を受けている住民の救済と権利を保護することこそ、司法の社会的役割ではないでしょうか」と、原告団は訴えた。署名最中の鶴間駅上空を、自衛隊の大型ジェット機P-1哨戒機が反対運動を妨害するかのよう何度か何度も旋回を繰り返し爆音をまき散らしていた。

さらに、原告団は、「違法状態の爆音を放置してきた国の責任をただし、飛行差し止めを命ずる以外に爆音被害を解決する道はありません。半世紀以上も続く過酷な軍事基地爆音をなくすため、軍用機の飛行差し止め判決を強く求めます」と訴えた。

第五次厚木基地爆音訴訟原告団による市民への訴えの行動は、2023年5月から毎月第4月曜日に取り組み、今後も継続される。《M》



メールアドレスをご登録いただくと最新の集会の案内等を送ります。
このニュースも見ることができます。
「平和憲法を守る会ニュース」への投稿をお待ちしています。

下記まで、お送り下さい。 かながわ平和憲法を守る会事務局

FAX 045-662-6363 e-mail e-kaihou@nifty.com e-kaihou@ezweb.ne.jp